

世の中の不条理を無くす。

長年の課題でありました措置診察、措置入院が全国平均より著しく少ない現状に保護観察所をはじめ、岐阜県保護司会連合会の皆様や自立準備ホームの皆様から改善を求める声が寄せられ協議を重ね、県議会で提案をさせて頂きました。

突然、犯罪に巻き込まれ尊い命が奪われたり、一度に大勢の尊い命が奪われる犯罪が発生するケースもあります。その様な犯罪にも関わらず精神障がいを理由として無罪になるケースや求刑が軽くなってしまうケースもあります。

精神障がいにより、自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められた場合には行政が責任を持って措置診察を行い精神障がいが認められた場合は措置入院をさせることができると精神保健福祉法で定められています。

人権の課題はありますが精神障がいを抱える方にとて措置診察や措置入院により適切に治療を受ける事も大切な権利です。

そして、適切な治療を受ける事で犯罪に繋がるケースを未然に防ぐ事にも繋がります。



Q.
質問

精神障がい者への対応において措置診察の実施件数が全国的に見ても少ない。岐阜県としてどのように運用を行っていくのか。

A.
答弁

健康福祉部長
精神障がい者の措置診察等を議論する検討会議を早急に立ち上げ運用の在り方について議論を深めてまいります。

一般質問での提案が社会課題の解決に繋がりました

適切な措置診察・措置入院を実施していくことで、

精神障がいが原因による犯罪を無くす大きな一助となります。

精神的に支援を必要とする方々に対する

第1回岐阜県措置入院制度の運用に係る関係者検討会議が早々に設置開催されました。

令和4年3月16日の一般質問で『精神保健福祉法に基づく措置診察のあり方について』を提案させて頂きました。5月30日には措置入院制度の運用について、県内の関係機関等が連携し、その現状と課題等を共有して精神障がい者の支援の一層の充実を図る検討会議がスタートしました。7月27日の第2回検討会議にて、措置診察、措置入院の必要性について提言され見直しが開始しました。

福祉における保健所の体制強化に向けて協議が開始しました。

令和5年度より精神保健福祉分野における体制強化のために精神保健福祉士の増員の協議がスタートしました。

誰もが安心して暮らせる、納得ができる社会を創る。

Potential

We are in the age of seeking mental quantitative wealth, but also spiritual wealth.

活動
報告書
No. 39

挑安心のも自立もある。

挑戦せずして
未来が開けますか。

岐阜県議会議員
恩田佳幸

岐阜県議会議員 恩田佳幸 事務所

〒501-2104 岐阜県山県市東深瀬 846-1 TEL0581-32-9597 FAX0581-32-9598

HP [恩田佳幸](#) 検索



討議資料

岐阜県議会定例会

一般質問

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院制度における措置診察の運用について

令和4年第1回岐阜県議会定例会において『精神保健及び精神障害者福祉に関する法律』に基づく措置入院制度における措置診察の運用についてお尋ねしました。

今回の質問では精神保健福祉法に基づく『措置診察』や『措置入院』の件数が全国平均と比較して、約5分の1と本県は著しく少ない現状への問題認識と、適切な措置診察、措置入院の運用について提案をさせて頂きました。



『精神保健及び精神障害者福祉に関する法律』とは

精神障害者の医療・保護、社会復帰の促進・自立と社会経済活動への参加の促進のための必要な援助、精神障害の発生の予防や国民の精神的健康の保持及び増進に努めることにより、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とした法律です。

『措置診察』とは

精神保健福祉法の警察官による第23条通報等を受けると、都道府県知事は同法第27条に基づき調査をして必要があると認める時は、その指定する2人以上の精神保健指定医に診察をさせなければならないとされています。この診察を措置診察と言います。

『措置入院』とは

措置診察の結果、精神障害が認められ、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められた時は、都道府県知事はその者を入院させる事が出来ます。

『第23条通報』とは

精神保健福祉法の第23条の規定では、警察官は職務を執行するに当たり、異常な挙動やその他、周辺の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を見つかった時には、直ちに、その旨を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならないとされています。

問題提起

令和2年度、岐阜県における第23条通報件数は200件でした。内、措置診察が必要と判断された方は僅か22件であり、実施割合は11%です。全国平均の51.2%と比べ5倍もの差が生じています。

例えば

三重県では第23条通報件数が257件あり、措置診察が必要と判断された方は205件で実施割合79.8%、滋賀県では200件中121件、実施割合60.5%です。

措置診察を受けて精神障害が認められ措置入院にて適切な治療を受ける事により、自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれを未然に防ぐ事ができます。



措置診察・措置入院の在り方が大きく見直されます。

事例として



令和元年の受刑者における精神障害の比率は15.3%と、犯罪者の一定数に精神障害を抱える方がいます。精神障害により、自己判断が困難な方や、身近に相談ができる方がいない場合には行政が介入し、一定の措置による対応が必要です。



A. 答弁 健康福祉部長

Q. 質問

精神障がい者に関する警察官通報への対応において、通報件数に対する措置診察の実施件数が、全国的に見て、岐阜県は少ない状況にありますが、措置診察の必要性の判断について、ご所見をお尋ねいたします。

全国的に措置診察や措置入院の流れについて国が定めたガイドラインに沿って運用している中で、岐阜県における措置診察の件数が他県に比して少ないのでないかとのご指摘については、精神医療の専門家、人権問題の有識者の方々のご協力を頂き、精神障がい者の措置診察等を議論する検討会議を早急に立ち上げ、運用のあり方について議論を深めてまいります。

また、それを支える保健所の体制強化に向けても総務部と連携して検討してまいります。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

